

平成 29 年第 4 回紀の川市議会定例会 第 4 日

平成 29 年 1 2 月 2 6 日（火曜日） 開 議 午前 9 時 3 0 分
散 会 午前 1 1 時 4 3 分

◎議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号））
報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度紀の川市一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 3 議案第 110 号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について
議案第 111 号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 112 号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 113 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
議案第 114 号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
議案第 115 号 紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正について
議案第 116 号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について
議案第 117 号 紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例の廃止について
議案第 118 号 平成 29 年度紀の川市一般会計補正予算（第 5 号）について
議案第 119 号 平成 29 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 120 号 平成 29 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 121 号 平成 29 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 122 号 平成 29 年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予

算（第2号）について

議案第123号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正
予算（第2号）について

議案第124号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）について

議案第125号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2
号）について

議案第126号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算
（第1号）について

議案第127号 紀の川市道路線の廃止について

議案第128号 紀の川市道路線の廃止について

議案第129号 紀の川市道路線の認定について

議案第130号 紀の川市道路線の認定について

議案第131号 紀の川市道路線の認定について

議案第132号 紀の川市道路線の認定について

議案第133号 紀の川市道路線の認定について

議案第134号 紀の川市道路線の認定について

日程第 4	選挙第 1号	那賀消防組合議会議員の選挙
日程第 5	選挙第 2号	那賀広域事務組合議会議員の選挙
日程第 6	選挙第 3号	那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙
日程第 7	選挙第 4号	公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙
日程第 8	選挙第 5号	那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙
日程第 9	選挙第 6号	那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙
日程第10	選挙第 7号	五色台広域施設組合議会議員の選挙
日程第11	選挙第 8号	紀の海広域施設組合議会議員の選挙
日程第12	選挙第 9号	和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗 彦	3番 仲 谷 妙 子
4番 船 木 孝 明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順 治	8番 並 松 八 重	9番 中 村 ま き
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜 之
13番 高 田 英 亮	14番 川 原 一 泰	15番 森 田 幾 久

16番 村垣正造 17番 堂脇光弘 18番 竹村広明
 19番 石井仁 20番 杉原勲 21番 室谷伊則
 22番 坂本康隆

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	金岡哲弘	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	尾上之生	地域振興部長	吉川博造
保健福祉部次長	橋本好秀	農林商工部長	神徳政幸
建設部長	前田泰宏	会計管理者	浅野徳彦
水道部長	溝上卓史	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
選挙管理委員会書記長	山野浩伸		

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課主幹	片山享慈	議事調査課課長補佐	岩本充晃

（開議 午前 9時30分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回紀の川市議会定例会、4日目の会議を開きます。

なお、本日の会議に選挙管理委員会書記長 山野浩伸君の出席を求めていますので、御報告いたします。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、5番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問いたします。

質問の内容ですが、新たな財政計画が策定され、三つの柱が出されております。この計画に向けての取り組みということで質問いたします。

この新たな紀の川市財政計画、計画期間が平成30年度より平成34年度までの5年間の計画であります。この策定の背景として、第2次紀の川市長期総合計画の基本構想、これは平成30年度より平成38年度までの9年間及び前期基本計画、平成30年度より平成34年度までの5年計画を本年度に策定し、市の将来像である「人が行き交い、自然の恵みあふれる住みよいまち」の実現を目指しています。

本市の人口は、発足当時の平成17年には、国勢調査で6万7,862人であったが、平成27年には6万2,616人と、10年間で5,246人も減少し、現在も減少基調が続く一方では、高齢化率は上昇傾向をたどっている状況にあります。

今後の財政状況は、歳入面では、人口減少による市税の減収が見込まれ、普通交付税も5町合併後10年が経過した平成28年度からの合併算定替の段階的縮減により減収となる。また、有利な条件で借り入れできた合併特例債の活用も平成32年度が最終年度となり、歳出面では、5町合併後、計画的に事業を実施してきたことにより、公共施設の整備は概ね完了しています。

しかしながら、今後は社会保障費の増加や既存施設の長寿命化対策費の増大などが予想されます。市の財政運営に際し、このように懸念される要因に備えて、中長期的な視点に立った運営を行う必要があります。

今後も、本市の財政運営に大きな影響を与える社会経済情勢の変化などによる外的要因

にも耐え得る持続可能な財政基盤を確立し、市民サービスの質を維持向上し続けるため、職員適正化計画及び行財政改革大綱と連動した財政健全化に向けた新たな紀の川市財政計画を作成するとあります。

財政計画策定の目的として、三つの柱が出されています。

一つ目は、中長期的な財政収支見通しによる財政運営を行う指針とする。

二つ目として、長期総合計画の実現に向けた財源的な基準とする。

三つ目として、市民、職員等に財政状況と取り組みを周知するとなっています。

今後の財政状況は、歳入面では、人口減少による市民税の減収、普通交付税も合併後10年が経過した平成28年度より減収、また合併特例債も平成32年度で最終となる。

また、歳出では、公共施設の整備は概ね完了しているとなっておるが、今後の社会保障費の増加や既存施設の超寿命化対策費の増大が考えられます。

市の財政運営に対して、社会経済情勢などの変化による外的要因にも耐え得る持続可能な財政基盤や市民サービスの質の向上を維持するため、どのように取り組みむかということです。

まず、この財政計画の基本的な考えをお伺いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） おはようございます。中尾議員の御質問にお答えいたします。

平成29年10月策定の紀の川市財政計画は、市の最上位計画である第2次紀の川市長期総合計画の前期基本計画に合わせて、計画期間を平成30年度から平成34年度の5年間として策定しております。

財政収支見通しにつきましては、第2次紀の川市長期総合計画の基本構想の計画期間である平成30年度から平成38年度までの9年間を推計しており、毎年度の決算状況を踏まえ、予算編成方針の作成時に社会情勢や国・県の制度等の状況を考慮しながら見直していきたいと考えております。

また、会計単位につきましては、普通会計としております。本計画は、まず現状のまま推移するとどうなるかという財政収支見通しを行い、それにより見込まれる収支不足額を解消するための改善策を計画に盛り込み、改めて改善後の収支見通しを行うことで、予算編成に直結した計画となっております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 現状のまま推移した財政見通しでは、公債費や投資的経費等の縮小により歳出が減少していくが、市税や普通交付税の影響による歳入の減少が歳出の減少を上回り、毎年6億円程度の収入不足が予測されるとあるが、この恒常的な収支不足を改善するための取り組みはどうなっておりますか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 恒常的な収支不足額を改善するためには、計画的な歳出の削減と歳入の確保に取り組むことが不可欠となります。

本計画では、3項目の具体的な取り組みと数値目標を定めております。

一つ目の職員数の適正化でございますが、職員適正化計画に基づく職員数の計画的な削減、業務量調査の結果を踏まえた外部委託や非常勤職員の活用、あるいは平成30年度の組織機構改革などにより、これまでの人員をさらに削減できる見込みとなっております。

二つ目は、財源確保の取り組みでございます。

行財政改革の推進等により事業の見直しを行い、歳入の確保と歳出の削減による経常一般財源の確保を目指して、自主財源の確保、人件費の抑制、施設維持管理コストの抑制、補助制度の見直し、特別会計への繰出金の適正化に取り組んでまいります。

三つ目は、基金の確保と活用の取り組みでございます。

さきの先の二つの取り組みにより、財政規模に応じた基金残高の確保を目標といたします。また、財政状況に応じて各基金の有効活用を行ってまいります。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 財政確保の取り組みということでございますが、ここでは自主財源の確保、人件費の抑制、施設維持管理コストの抑制、補助金制度の見直し、特別会計への繰出金の適正化、以上のことを重点的に取り組むとなっておりますが、まず自主財源の確保について質問します。

この自主財源の確保として、ふるさと寄附金の確保、これは平成28年度では8,197万4,001円の収入で、ふるさとまちづくり寄附金特産品等贈呈事業委託料4,098万1,500円支出しております。この寄附金に対しては、収入の半分以上が委託料ということになっております。こういうところにも十分取り組んでいただいて、自主財源の確保として市が潤うようにならないのでしょうか。

また、免除地積への課税ということで、地籍調査も順調に進んでおります。ここへもまた免除しておる課税に対しての正統な税の収入を求めることはできませんか。

公共施設での使用料、手数料の見直しも必要となってさまざまな方策があると思います。これら具体的にどう取り組むのかということでございます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） それでは、中尾議員御質問の自主財源の確保という中で、まず、ふるさと寄附金の確保について答弁させていただきます。

ふるさと寄附金は、紀の川市の魅力や知名度の向上と自主財源の確保にも寄与できることから、紀の川市を応援してくれる方に対しまして、ふるさと寄附金制度を導入しているところでございます。

このふるさと寄附金を活用し、紀の川市の特産品等をより一層全国にアピールし、ふるさと寄附金事業の活性化に努めるとともに、運用方法についても、現在の外注委託の方法がよいのか、職員が自前でする方法がよいのか、人件費や諸経費と委託金額の比較を行い

ながら、より効率的で効果的な方法での実施を検討し、財源確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、地籍調査による課税免除地積の取り扱いについてであります。

紀の川市における地籍調査は、平成32年度全地区の現地調査が終了する見込みであります。平野部におきましては、ほぼ全域終了しているところであることから、固定資産税における免除地積の解除については、平成33年度評価替えの年度とあわせて実施するよう準備しているところであります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 議員御質問のうち、教育委員会所管の施設の使用料・手数料について、答弁をさせていただきます。

生涯学習・スポーツ施設を管理・運営するに当たりまして、紀の川市の健全で持続可能な行財政運営の実現のため、また公平な受益者負担の考えから、適正な使用料・手数料の設定については、重要な課題と認識いたしております。

使用料・手数料の改定や減免の取り扱いにつきましては、直接、市民生活に影響を及ぼすことになることから、時期や内容を十分考慮の上、丁寧に説明を行い、理解を求める必要があると考えてございます。

教育委員会といたしましては、近隣市町村の状況を考慮しつつ、市全体の方針の中で検討し、取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 続きまして、人件費の抑制ということがうたわれております。職員数の削減、超過勤務手当等の抑制など考えられますが、平成28年度実施の業務調査による外部委託や非常勤職員の活用をどのように考えるのかということでございます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） それでは、人件費の抑制についての御質問にお答えさせていただきます。

人件費の抑制する主な方法としましては、第4次職員適正化計画にある職員数の削減と業務量調査に基づく職員の適正配置等により超過勤務手当の抑制があります。特に業務量調査の結果を考慮した上で、外部委託や非常勤職員の活用の検討を現在行っているところでございます。

昨今、人口減少社会となり、本市も市全体の人口が減少し、職員数の減少も余儀なくされるが、新たな業務も発生し、業務量の増加も見込まれるところであります。

このような中でありますが、行政サービス水準を維持・向上させるためにさらなる公務能率の向上とそのための能力開発を重視し、職員の資質の向上やスキルアップを行い、超過勤務手当を含んだ人件費の抑制に努めていきたいと考えております。

また、平成30年度の機構改革において、所属長が班の人員配置を行うことで班間の業務の平準化を図り、年度途中での職員の班内の配置転換を行えるような仕組みとすることで人員配置と資質向上のバランスをとり、スリムで効率的な組織としていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 続きまして、施設維持管理コストの抑制としてということですが、施設の維持管理には維持コストの抑制と、その財源確保が大きな課題となるとあります。

この公共施設白書によると、本市の公共施設184施設のうち6施設が指定管理による管理が行われ、また19施設について地元等に管理委託を行っています。指定管理者制度は、民間事業者等の手法を活用することによる管理に係る費用の縮減とともに、多くの利用者確保しようとする中で利用者のニーズに応じたきめ細やかなサービスの向上が期待され、導入した6施設においても一定の効果上げております。ということで、今あるホールやスポーツ施設を指定管理制度を利用して、コストを削減をしながら利用率を上げる考えはないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 議員御指摘の「指定管理者制度」は、「多様化する住民ニーズにより、効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る」とともに経費の節減を図ることを目的に導入する自治体がございます。

しかしながら、導入に当たってコスト削減を重視する余り、市民サービスが犠牲になることは避けなければなりません。

国におきましても、経費削減効果が実務上最重視され、「安上がり」な行政執行に走る傾向への懸念や指定管理制度をコストカットのツールとしてのみ重視したことへの反省から、平成22年12月総務省自治行政局長から、制度本来の趣旨である住民サービスの向上への再確認を求める文書が発出されたところでございます。

制度を導入することで、市民へのサービス低下につながることはないのか、あるいは経営責任・事故責任を含め最終的な責任の所在、加えて、それに伴い増大する事務コストなど費用対効果の検証を含め、果たして本当にコストカットは図れるのかということなど、制度自体が持つ問題、課題にも広く目を向け、慎重に検討する必要があると考えておりますので、今後も導入の可否について研究を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 続きまして、補助制度の見直しということがうたわれております。

この補助制度は、合併以前より繰り出している補助金など、今の現状にそぐわないよう

な補助金もかなりあるのではないのでしょうか。こういう小さなところも踏み込んで抑制していくというふうな考えはないのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 補助制度の見直しにつきましては、祭りやイベント等、さまざまな事業に対する補助金、あるいは各種団体等に対する補助金の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 最後、5番目として、特別会計への繰出金の適正化ということでございます。

この特別会計においてはいろいろございますけども、特に水道料金の見直しや下水道事業の抑制ということを考えられます。また、簡易水道事業特別会計繰出金、これは平成28年度で6,116万8,000円、農業集落排水事業繰出金として、これも平成28年度で3,027万円繰り出しております。こういうふうに、恒常的に繰り出しておる補助金に対して、何か手だてをしないと未来永劫的に続いていくと思います。この市の財政も圧迫する中で、こういうふうに恒常的な繰出金をどういうふうに考えておるのかということをお聞かせ願います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 特別会計への繰出金につきましては、料金や運営の見直し等も含めまして、持続可能な財政運営に向けた取り組みを進めることにより、縮減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 今までいろんなこと聞かせていただきましたが、これといった取り組みもありますけども、これは全市的に考えなければ、各部署でだけの問題ではないと思います。

そこで、最後に、市長にお尋ねいたします。

将来的に健全な財政基盤を確立するために、既存事業の成果を十分検証し、魅力ある紀の川市として、住みたい・住み続けたいと将来世代に託せるようなまちづくりを進めなければなりません。この計画に向けた取り組みはどのようにお考えですか。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の質問にお答えをしたいと思います。

将来を見通しますと、地方交付税の縮減や高齢化による社会保障費などの増、あるいは生産人口の減少による税収等の減により、まだまだ財政的に厳しい状況が続くというのが現状かと思えます。

この厳しい状況を乗り越えていくためには、市民の皆さんはもちろんのこと、議員の皆さんにも御協力をお願いしながら、財政計画に掲げている取り組みを着実に実行していくことが健全財政に向けた最良の方法であると考えます。

それと、いろいろなカットについては、もちろん考えていかなきゃならない、人件費も削減しなければならない、また補助金等も見直していかなければならない。補助金を出した場合は喜んでいただきますが、カットということになりますと、大変市民の皆さん方にいろいろ不安を与えることもございまして、十分御理解をいただきながら、体制的な、着実な運営のできる財政運営をしていたために、市民挙げて、議会挙げて、また執行部も一緒になってこの問題に取り組んでいかなければならないと、そう思っております。

〔中尾議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、6番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

6番 太田加寿也君。

○議長（坂本康隆君） まず、投票率向上への行政の取り組みについての質問を許可いたします。

○6番（太田加寿也君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私からの質問をさせていただきます。

まず最初に、投票率向上への行政の取り組みはどう進められているかということです。

ことし行われた衆議院選挙で、約54%、市議会議員選挙で約55%となり、60%、70%あった時代から投票率の低下が続き、ほぼ二人に一人しか投票していない状況となっています。地域によっては、40%台のところも見受けられます。

また、昨年から選挙年齢が18才まで引き下げられ、選挙人の増加による投票率の上昇も見込まれたが、低下したままでした。この要因は何でしょうか。

今、市議会では、市民が議会や行政への関心を高め、市政への市民の参加意欲を向上させようと議会改革に取り組み、議会の日曜開催や地域ごとの議会の報告会などの計画を進めています。市民から選ばれた代表としての使命をどう実現していくのが私たちの課題です。

行政においても同様に、投票率低下を踏まえた市民への取り組みが、今後ますます必要になると考えます。将来を担うはずの若者たちが、行政や議会への関心を失い続けることは政治への信頼をますます失うことであり、行政として市民の協力を得て、市政や事業を行うことがますます困難になると考えます。

選挙に行くことに、面倒だとか、誰を選んだらいいかわからないとか、自分一人では何も変わらないなどとよく耳にしますが、このような状況をどう払拭していくのか難しい問題ではありますが、我々も行政もともに考えなければならぬと思います。

このことから、次の質問をしたいと思います。

一つ目は、市民への、選挙に関する情報発信は十分できているか。地域や年代別による投票結果をどう分析しているのか。選挙の時期や天候により左右されたのか。また、期日

前投票所を充実したことと、投票時間を短縮したことによる効果はどうか。

二つ目は、18歳、19歳への行政からの取り組みはどう進められているのか。

三つ目は、県内でも幾つかの高校で、選挙に関する学習や模擬選挙が行われたと聞いています。議会や選挙に関する学習は、小・中学校から行われており、授業実践例もたくさんあるが、教育委員会として、主権者教育にどう取り組んできているのか。このことは、これまでも他の議員から同様の質問をされていますが、それ以降、どのような成果が出てきているのかについてもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長 山野浩伸君。

○選挙管理委員会書記長（山野浩伸君）（自席） それでは、私の方から、太田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、質問の一つ目であります選挙に関する情報発信につきましては、防災行政無線及び広報車での投票の呼びかけ、選挙時に主要商業施設内における啓発物品の配布、公示日または告示日の新聞への啓発チラシの折り込みや個別配送、また広報紙やホームページはもちろんのこと、紀の川市フェイスブックへの投票を呼びかける記事の掲載を適宜行っており、できる限り多くの有権者の皆様へ情報発信を行っているところでございます。

また今回、新たな取り組みとしましては、粉河高校、貴志川高校、近畿大学生物理工学部のキャンパスにおける啓発チラシの配備やのぼり旗の設置を行い、充実した情報発信に取り組んでいるところでございます。

次に、投票率についてでございますが、まず全体の投票率につきましては、県内の他市より高い投票率を維持してございますが、地域別に見れば、高い地域もあれば低い地域もあるというのが事実であります。また、年代別に見れば、本年10月22日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙における紀の川市役所本庁を投票所とする第107投票区のみ投票結果を集計してございますので、ここで参考として御回答させていただきますと、20歳未満では43.9%、20歳代で39.01%、30歳代で48.95%、40歳代で47.74%、50歳代で64.09%、60歳代で69.54%、70歳以上で58.65%であり、世代間にもばらつきが出ております。

紀の川市選挙管理委員会としましては、投票率の低い地域や年代層を含め、全ての有権者に行き届くような効果的啓発活動に取り組んでまいりたいと考えますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、選挙の時期や天候についての質問ですが、この件については、少なからず影響は出るものだと考えておりますが、やはり当該選挙の注目度や有権者の投票への機運の高まりが大きく投票率に影響を与えるものであると考えてございます。

次に、期日前投票所についての質問ですが、合併以来5カ所設けており、投票時間におきましては時間を短縮することなく午前8時30分から午後8時まで開設しており、有権者に対し充実した投票環境を提供することができていると自負しております。

そして、投票日当日の投票時間の短縮についてですが、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙より実施しているところであり、その背景には投票立会人の高齢化による立ち会い時間縮減の要望や午後7時以降の投票者数が極めて少ないといった状況を鑑み、期日前投票を行いやすい環境の維持を原則として行っているものであり、当委員会では、一概に投票時間の短縮が投票率低下の直接的要因であるとは考えがたいと思っております。

投票時間短縮を実施して以降、啓発チラシの裏面に期日前投票所及び当日投票所の位置図の掲載や期日前投票に必要な宣誓書兼請求書を入場券裏面に印字することによるスムーズな期日前投票の確保などに取り組んできており、引き続き、投票を行いやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて、御質問の二つ目であります18歳、19歳への取り組みにつきまして答弁させていただきます。

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙より、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、当委員会としても参政権の拡大と同時に選挙や政治に対する未成年者の関心・責任感を社会全体で育てていく必要があると考えております。

この中で、和歌山県選挙管理委員会と合同で各学校へ出前講座を実施しており、高校のみに絞りますと、平成27年度におきましては貴志川高校、昨年度におきましては、市外ではございますが、紀の川市内の住民も多く通学している那賀高校において実施し、18歳や、今後18歳となる高校生を対象に選挙制度の説明、模擬投票を行いました。模擬投票においては、実際に選挙で使用している記載台、投票箱、枚数計算機等を使用し、生徒に触ってもらうことで、選挙への興味が湧くような工夫を凝らしながら実施しております。

また、今回の取り組みとしまして、先ほども述べましたが、粉河高校、貴志川高校、近畿大学生物理工学部のキャンパスにおける啓発チラシの配備やのぼりの設置等も行ったところでございます。

ただし、高校を卒業すると、直接的に啓発を行うことが容易ではなく、卒業するまでに選挙への理解を深めてもらうことが重要であると当委員会は考えておりますので、今後も市の教育委員会や県選挙管理委員会とも十分連携をとりながら、若年層の政治参加意識を促進できるような出前講座を積極的に実施するとともに、引き続き、このような啓発活動を継続してまいりたいと考えておりますので御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 太田議員の御質問のうち、主権者教育につきまして答弁をさせていただきます。

「公共の精神」や「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」という主権者教育の理念は、将来の有権者である子どもたちにとっても大切なものとして、学校教育において指導をいたしてございます。

特に、中学3学年の社会科の公民分野におきまして、「政治参加と選挙」の単元で政治が扱われ、日本の民主政治や地方自治の仕組みと意義などを学ぶことにより、将来の有権者として政治参加への意識を身につけさせる学習をいたしております。

中でも、「選挙」に関しましては、選挙の意義や種類、方法、課題などを取り上げながら、主権者として政治に参画することについて学んでおり、平成27年に公職選挙法の一部が改正されたことにより、若い人たちの政治参加に対する学習がますます重要になってまいりました。

そのため、県選挙管理委員会による「出前講座」の実施や、模擬投票、選挙に関するクイズ等により選挙への関心を高める工夫をいたしておる学校もございます。

一方、文部科学省におきましては、「主権者教育の推進に関する検討チーム」の中間報告に、社会全体で主権者教育を推進する取り組みとして、新学習指導要領において、「主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む」との推進方策がまとめられております。

教育委員会といたしましては、単に政治の仕組みや知識の伝授だけではなく、「社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生きぬく力や地域の課題・問題の解決を社会の一員として担う力」が求められていることから、学習指導要領に基づき、社会科では知識・理解を指導しつつ、引き続き、参加・体験型学習を取り入れるなど、政治や選挙への関心を高める機会を、県・市の選挙管理委員会と連携を図りながら、将来の有権者としての意識を高める主権者教育の指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

これは、教育部長にお願いしたいと思います。

本市も少子高齢化が進む中で、人口が減少するのに世帯数はふえるという核家族化が進行し、家族の中で経験や慣習、伝統文化がどう継承していくことが困難になりつつあります。

そんな中で、先ほどもありましたが、年代別投票率の傾向として60歳前後で高く、20歳前後で低くなっています。年齢が上がるにつれ、政治への関心が高まり、投票率も向上していけばよいのですが、核家族化の進行により政治に関する話などを家族で話し合うことがなくていき、興味・関心も薄れていくのではないかと心配します。

これらのことから、「主権者教育」においては親子で一緒に学習する機会をつくっていくことやPTAや小・中・高が連携した取り組みを設けるなどの手だても必要になるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいま再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、小・中学生の家庭での指導というのは非常に大事でございます、

県選挙管理委員会の主催する出前授業等におきまして、小・中学校で実施してございます。先ほど答弁させていただきました。特に、小学校につきましては、そういった内容について家庭での指導といたしますか、帰ってからのお話をすることによりまして、家庭でも主権者教育、投票、選挙等についてのお話をしていただき、進めていくことが必要であろうかと思っております。

特に、PTA等全ての生徒にかかわる地域、学校、それからPTA、全てにおきまして、皆で子どもたちを育てていく、そういった環境が必要であろうかと思っておりますので、主権者教育にかかわらず、地域で育て上げるということが必要であろうかと思っておりますので、主権者教育全般にわたりまして家庭での話し合い、そういったことが必要でなかろうかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 次に、車から歩行者や通学生徒を守るグリーンゾーンの設置を進めてはの質問を許可いたします。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） 続いて、車から歩行者や通学生とを守るグリーンゾーンの設置を進めてはどうかということについて、お尋ねします。

道路整備が着実に進む本市及び周辺市町で、信号を避けるために旧道や細い道を抜け道に利用する通勤の車がふえています。旧道や細い道は、小・中学生の通学路として学校から指定されていることが多く、また地元の人たちの生活道路でもあります。このような道路は、大抵の場合、走高速度が時速30キロ以下に指定されていますが、通勤で道を急ぐ車は時速40キロ、50キロを超える速度で走っていくため、歩行者や自転車にとっては大変危険な状況になっています。

また、近隣の田中小学校は、東西に走る県道、これ旧国道に面していて、その歩道は大変狭く、時期によっては生け垣が張り出し、通行の邪魔になるなど整備がほとんど進んでいません。

そこで、次の点について、お答えいただきたいと思っております。

1番目、本市のスクールゾーンやグリーンゾーンの設置状況はどうなっているでしょうか。

二つ目、学校周辺や通学路になってる道路に、グリーンゾーンやスクールゾーンの設置・歩道の整備をさらに進めてはどうか。特に、歩道が設置できない細い道路や学校周辺へのグリーンゾーンの設置は有効と思っておりますが、どうでしょうか。

3番目、通勤などの自動車に対して、通行時間帯の制限を行えないでしょうか。

4番目、細い道では歩行者や自転車の避難帯を設置できないでしょうか。

以上のことについて、地域ごとに状況の差はあると思っておりますが、取り組みの状況をお聞

きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 議員御質問のスクールゾーンにつきまして、御答弁をさせていただきます。

スクールゾーンにつきましては、通常小学校や幼稚園などを中心とした半径500メートルの範囲を登下校の時間帯にそれぞれの地域の交通状況や住民の意見を総合的に判断して、車両の通行を禁止、一方通行、速度規制等の交通規制を実施するものであります。スクールゾーンに指定されますと、交通規制が地域住民生活にも大きく影響されますので、現在、本市ではスクールゾーンを設置しているところはありません。

紀の川市では、児童・生徒の通学路の安全確保を目的として、「紀の川市通学路安全プログラム」に基づき、国交省・県・警察・学校・市で組織する紀の川市通学路安全推進会議を設置してございます。

スクールゾーンの設定につきましては、地元の要望や意見を考慮しつつ、関係機関と協力しながら通学路の安全確保等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、スクールゾーンの設定等についても今後考えてまいりたい、協議をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 太田議員御質問のグリーンゾーンの設置及び歩道整備について、お答えさせていただきます。

通学路の安全整備につきましては、今、教育部長が答弁しました通学路安全推進会議、合同点検を実施し、危険箇所と判断された箇所につきましては、緊急性や費用対効果を検証しながら順次整備を進めているところでございます。しかしながら、歩道整備など完全な安全対策を実施するとなれば、用地の協力が不可欠となり、抜本的な安全対策がとれていないのが現状でございます。

応急的な対策といたしまして、用地協力が困難な箇所につきましては、歩行者と車を分離するポストコーンや区画線、水路のふたかけなど、現地に見合った適正な方法で整備を進め、通学の安全を確保している状況でございます。

議員御質問のグリーンゾーンにつきましては、先に述べた合同点検で危険箇所と判断された西貴志小学校の通学路である市道西5号線小学校北、県道交差点よりちょうどり川までの薬局店側に、車道と路側帯を視覚的に明瞭に区分することによる交通事故を防止することを目的として、路側帯を緑色に着色したグリーンベルトを試験的に今年度施工する予定であります。

今後も、実地効果を検証しながら、市内の学校付近の危険な通学路にも取り組んでいきたいと考えております。また、狭い市道の安全対策といたしましても、一部の用地協力が

得られるのであれば、待避所等の設置も優先して計画し安全確保に努め、市道整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 太田議員御質問の「自動車運転マナーの向上と通勤などの自動車に対して通行時間帯の制限を行えないか」につきまして、危機管理部からお答えさせていただきます。

紀の川市では、自動車運転マナーと安全運転の向上・啓発を目的に、岩出市及び岩出警察署や紀の川市交通安全推進連絡協議会の御協力をいただきまして、例年全国的に実施いたしております交通安全運動期間中に、市内の大型店舗等で啓発活動や運転マナーの向上推進に取り組んでいるところでございます。

また、岩出警察署や交通指導員の御協力をいただきまして、管内の保育所及び小・中学校や高齢の方々を対象に交通安全教室等を開催し、交通事故防止等の対策・指導にも努めています。

御質問の通行時間帯の制限や交通規制につきましては、通行の制限や規制をする場合は、該当地域の皆様方にも非常に影響があると考えられますので、まずは地域の御理解と御要望をいただきまして岩出警察署と協議し、要望書の提出を行ってまいりたいと考えます。

その後、岩出警察署では現地確認や調査等を行いまして、県の公安委員会との協議により最終的に判断されることとなりますので、御理解賜りたいとお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時40分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可をいたします。

8番 並松八重君。

まず、文化財保護と集約化についての質問を許可いたします。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただき、通告に従い、一般質問をいたします。

本市の文化財保護と集約化について、お尋ねいたします。

文化財は、地域の先人たちがさまざまな営みをする中で残された財産です。文化財を通

して私たちはかつての人々の営みの一端と地域固有の歴史を知ることができます。これらの文化財保護を図るため、昭和25年8月29日に「文化財保護法」が制定され、全国各地で文化財の保護が積極的に進められてきました。

文化財の保護とは、保存し、活用することです。そして、文化財の価値を損なうことなく次の世代に正しく継承していくことです。

本市においても、国指定文化財13件、県指定文化財27件、国登録文化財5件、市指定文化財108件、文化財施設としては、歴史民俗資料館、史跡紀伊国分寺跡歴史公園、史跡旧名手宿本陣、旧南丘家住宅があります。古墳などの埋蔵文化もたくさんございます。これらの文化財を活用して、市民の文化的向上と文化財保護の意識を高めることで、子どもたちにも地域の歴史と文化を伝えていくことができます。

その上で、文化財の適切な保存・活用を図り、本市を訪れる多くの人に歴史と文化を理解していただくことで、豊かな自然とフルーツだけじゃない紀の川市の新しい魅力を全国に発信できると考えます。文化財の持つ役割は大きいのです。

そこで、3点お聞きしたいと思います。

1点目として、今後どのように文化財保護に向けた取り組みをしていくのかということです。

国・県の補助で、今、史跡旧名手宿本陣の周辺の調査、復元整備が進められています。自社や公的機関が所有・管理している文化財、文化財施設については、適切な管理がされていくと思いますが、地域に点在している個人所有管理されているものは、所有者の高齢化等で将来的に維持管理が困難になることも考えられます。貴重な文化財を後世に残すため、今後どのように保護していくのか、お聞かせください。

2点目は、本市の文化財、文化財施設の集約化を図ることで、観光資源として地域活性化につなげる取り組みはできないのかということです。

主要な史跡、紀伊国分寺跡歴史公園に隣接する歴史民俗資料館を整備し、市内の文化財の情報を集約することで、市民が、とりわけ子どもたちが歴史文化に触れ、郷土愛を育成する拠点として活用され、人々の交流振興を図っていくことが大事ではないかと考えます。

3点目として、埋蔵文化財の調査発掘作業についてです。

埋蔵文化財調査は、市での対応と聞いています。市内には、まだ多くの文化財があり、時間と労力が要る調査発掘となりますが、増加する作業に担当者1名という現状では無理が生じてきます。作業員の増員を考えてはどうかと考えます。

以上、3点、1回目の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 紀の川市には、粉河寺や鞆八幡神社などにある国宝2点をはじめ、それぞれの時代ごとに貴重な文化財が数多く残されております。

議員御案内の旧名手宿本陣の整備につきましては、文化庁の指導のもとに、現在、史跡

地としての保存整備、建物としては、重要文化財保存修理も並行して実施しているところでもあります。

他の指定文化財につきましては、ふるさとの歴史や文化を正しく後世に伝えるため、引き続き必要なサポートを実施するとともに、引き続き文化財保護のパトロールを行い、市内文化財の保存状況を定期的に確認してまいります。

さらに、地域に残された未調査の文化財につきましても、その現状を把握する調査研究を行い、紀の川市文化財保護委員会、和歌山県文化遺産課、文化庁と協議しながら保存に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内には、歴史民俗資料館・史跡紀伊国分寺跡歴史公園・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅などの文化財施設があります。文化財資料を展示する施設には、「歴史民俗資料館」と貴志川生涯学習センター2階に「文化財展示室」があります。資料館は、文化財展示施設の中心施設と位置づけており、国分寺の資料と通史の展示を。貴志川展示室は、貴志川地域の古墳や民俗文化財等を展示いたしております。

市では、平成26年から2年間をかけ、文化財展示施設の適切な運営のため、「文化財展示施設検討委員会」を設置し、活用計画の提言をまとめていただき、平成28年に「紀の川市文化財展示施設活用計画」を策定いたしております。

計画では、構想の中で展示施設の役割として、文化財資料の収集・保存を行い、調査研究し、その成果を市民に発信するために展示や講演会などの事業を行い、市民の心の豊かさを誓いますとあります。

教育委員会といたしましては、より多くの方々に本市の貴重な文化財を紹介し、ひいては観光資源にもつながるよう関係機関とも協議を重ねてまいりたいと思っております。

次に、紀の川市の埋蔵文化財は169件あり、和歌山県内でも上位であります。埋蔵文化財には包蔵地の指定があり、その指定されている地内やその周辺などの土地の形状を変更、掘削する場合などの開発行為等を行う場合には、文化財保護法の規定により工事着工までに届け出をしなければなりません。届け出により、現地の確認が行われ、そこで遺物が確認されればその工事を停止し、土地の本格的な調査を行い、遺物の年代や関係などを調べ、報告、保存されます。

近年、道路の整備が進み住宅や店舗などの開発が進む中、包蔵地に指定された地域やその周辺に関する問い合わせ、開発等も次第にふえつつあり、発掘調査を実施する担当者の負担が増加していることも事実であります。

教育委員会といたしましては、本市の貴重な文化財の調査研究が行えるよう適正な人員配置等についても関係部署と協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 再質問いたします。

ふるさとの歴史や文化を正しく後世に伝えるためには、市民との協働を進め、文化財保護の取り組みを継続していかなければなりません。何もしなければ文化財は消滅します。後世に伝える方法として、子どもたちに文化教育や体験学習の生きた教材として、文化財の活用が必要ですが、学校ではどのような取り組みをしているのでしょうか。

また、貴志川生涯学習センター2階にある文化財展示室については、貴志川地域の古墳や民俗文化財を展示しているとお答えいただきましたが、文化財資料を展示している施設として紀の川市文化財マップには掲載されております。しかし、紙面の都合上なのか、紀の川市観光マップには掲載されておりました。展示室と表示があるだけで、ふだん鍵をかけていて、事務所に声をかけなければ見学できない状態でした。

旧町の住民だけがわかっているだけの文化財ではなくて、市民の共有している貴重な財産として周知し、見学しやすい対応をしていくべきだと考えます。

管理者がいないことで、対応できないのでしょうか。その点、歴史民俗資料館は管理者がいて史跡に隣接しています。史跡は、周辺も含めて保護の対象となり、人々が集い、親しむ公園的空間となる可能性が大いにあります。

事実、28年度は公園を含めて1万8,000人の方が来られています。歴史民俗資料館を中心施設として位置づけているなら、ここに市内の文化財資料を集約し、史跡紀伊国分寺跡歴史公園と一体化することはできないのでしょうか。

人々が文化財に触れて歴史と文化を学べる中心施設として、展示方法を考え、整備していけば、本市の独自の観光資源となり、知名度を高め、ほかの地域にはない魅力を全国に知っていただけるのではないかと考えます。再度、お答えください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、教育現場における文化財教育ということでございますけれども、小学校3年生、4年生におきまして、「昔から伝わる行事」や「地域の発展に尽くした人々」の単元におきまして歴史学習を行います。郷土の歴史を学習する際は、教科書とともに紀の川市教育委員会が作成をいたしました社会科副読本「わたしたちの紀の川市」や和歌山県小学校教育研究会社会科部会が作成いたしました「ひらけゆく和歌山」を使った学習を行っております。

一例を申しますと、「私たちの紀の川市」では、昔から伝わる行事を調べることで、粉河祭や地域に伝わるいろいろな祭りについて紹介しており、青洲まつりを調べることで華岡青洲の偉業について学習いたします。

また、「ひらけゆく和歌山」では、小田井用水をつくった大畑才蔵や医学の進歩に貢献した華岡青洲など、郷土の偉人と関連する歴史的施設等について紹介されています。

地域が生んだ偉人や伝承する文化財は、それぞれの学校で独自に歴史教育がなされておりますが、紀の川市全体を通じては、今、申しました教科書と副読本を利用して学習をい

たしております。

教育委員会といたしましては、学校現場においても今後も貴重な文化財を後世に伝え、伝承していくことの大切さを伝えてまいりたいと考えてございます。

次に、貴志川展示室の利活用についての再質問でございます。

貴志川展示室は、貴志川生涯学習センターの2階に設置しており、貴志川地域の古墳や民俗文化財等を展示しておりますけれども、展示ケースに収納できないものも多数展示してございます。そのため、管理面の問題から事前にセンター職員にお知らせをいただき入室いただくことになってございます。

教育委員会としましては、展示方法を再考した上で、気軽に展示室を見学いただけるよう準備を進めるとともに、広く周知啓発を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 答弁漏れがございました。

歴史民俗資料館に一体化するという質問でございましたけれども、先ほど申しました文化財展示施設検討委員会の提言書の中にも、2館で特徴ある展示施設としてそれぞれの展示施設で行っていくといいますか展示していくということがされておりますので、教育委員会といたしましては、2館体制でそれぞれ特徴をもって展示をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 次に、日本遺産申請への取り組みについての質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 日本遺産申請の取り組みについて、お聞きします。

以前にも一般質問させていただきましたが、調査研究しますとの答弁でした。日本遺産に対する知名度が低く、無理もなかったと思いますが、その後、どのような調査研究をされてこられたのでしょうか。

現在、全国57カ所、和歌山県内では3カ所が日本遺産に認定されております。文化庁は、2020年オリンピック・パラリンピック開催に向け、100カ所の認定を目指しています。日本遺産認定の仕組みとして、従来型の保存重視の文化財行政ではなく、地域に点在するさまざまな遺産を面として活用・整備し、地域が主体となって国内外に戦略的に発信することにより地域の活性化を図ることを目的としております。これは、本市が最も必要としていることではないのでしょうか。種々認定基準を満たなければなりません、今からでも遅くはないと思います。市民と力を合わせ、文化財・観光・地域振興が部署を超えて申請への取り組みを進めていくべきだと考えます。再度、お答え求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 議員御指摘のとおり、日本遺産は地域主体で活用と発信を行い、地域の活性化を図る目的で、平成27年度から文化庁がスタートした制度で、現在57件の認定があり、文化庁では東京オリンピック開催の2020年までに100件程度の認定を目指すことといたしてございます。

和歌山県内では、近隣市町村などと連携が必要となる「シリアル型」が2件、歴史文化基本構想や世界文化遺産暫定リストなどに記載が必要な「地域型」が1件認定されております。

日本遺産の申請には、核となる文化財と地域のテーマが魅力あるものでなければなりません。その上で地域に伝承され保存されていることが重要となります。日本遺産は、まだまだ認知度が低いために苦慮する自治体も出てきていると聞いてございます。

本市において、これまで文化財は国宝・重要文化財・史跡名勝・天然記念物などを指定し、保存と活用を図ってまいりましたので、今後もまずは保存整備に重点を置くとともに、市内共通の認識がなされる文化財の仕組みを構築し、有形・無形の文化財群を総合的に活用するため、関係機関の動向を見守りながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

〔並松議員「ございません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、10番 大谷さつき君の一般質問を許可をいたします。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 10番、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、分割質問方式で一般質問を行います。

今回、市民の健康推進の取り組みについてを質問いたします。

本市では、多くの市民が健康な体づくりを意識して、運動習慣のきっかけづくりに取り組んでいます。このような背景には、平均寿命と健康寿命の関係性が考えられます。

我が国では、現在、既に4人に1人が65歳以上の超高齢化社会に突入しています。また、8年後の2025年には、1947年から1949年生まれの、いわゆる団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となり、その数は2,000万人以上になると推計されています。

本年7月に、厚生労働省から2016年簡易生命表が公表され、平均寿命が、男性80.98年、女性87.14年と、いずれも過去最高を更新したことがわかりました。

しかし、平均寿命の延びたことを不安に感じる人も多いようです。平均寿命が延びても、健康で生きられる期間、いわゆる「健康寿命」と比例していないからであります。健康寿命を延ばす、平均寿命との差を短くするためには、日常生活におけるさまざまな老化のサ

インを早期に発見し、年を重ねるにつれてあらわれる生活機能の低下を予防することが必要です。

厚労省は、健康寿命と平均寿命には男性で約9年、女性で約12年の差があると公表しました。

こうした現状を踏まえ、一つ目の質問として、現在、本市において健康寿命を延ばす取り組みとして、「紀の川ーてくてくー体操」が市内で普及されています。この「紀の川ーてくてくー体操」は、東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝也先生監修のもと、市内各地で取り組まれています。私も、ことしの6月から地元の地域で参加させていただいています。

しかし、よいことはわかっているにもかかわらず、まだまだ周知徹底されておらず、もっと多くの市民に親しみを持っていただける取り組みとしてどのように考えているか。また、現在までの進捗状況と効果をお答えください。

二つ目は、前回は質問しましたが、健康ステーションの開設についてお伺いします。

来年度から機構改革もあり、市民の健康を一番に考える本市として、庁舎の1階ロビー、または2階のスペースに健康ステーションを設置し、誰もが気軽に庁舎に来てもらい、メディウオークでの健康チェック、また血管年齢測定、血管測定健康相談、栄養相談など、健康ステーションを活用し、病気予防の一環としてはどうかと考えます。

また、一つ目の質問の「紀の川ーてくてくー体操」を毎日の生活の中での運動量を数値、データなどで確認でき、健康ステーションとも連動できるメディウオークの活用をさらにふやしてはどうか。

以上を一回目の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 大谷議員の御質問にお答えいたします。

平成27年9月より展開を始めました「紀の川ーてくてくー体操」は、地域の集会所を活用することで、高齢の方も歩いて来ることができる、気軽に集える体操等の拠点を創設し、地域の皆さんが自発的に健康づくりをできるよう支援しています。

参加者には、個々の状態に対応するために理学療法士による個別相談を行い、それぞれの痛みや体の状況に応じたりハビリメニューを提案・指導し、効果的にできる体操を実践してもらっております。

当初は、各地域で周知イベントを行う予定でしたが、展開当初から拠点の立ち上げの要望が多くありました。市内全域への十分な周知には至らなかった面もあります。しかし、地域の協力を得ながら拠点づくりを進め、平成29年12月現在で、市内46カ所、約700名の皆さんが、「てくてく体操」を週1回実践しているところでございます。

また、現在、那賀地区の皆さんに御協力をいただき、地域の主要施設で周知イベント行った結果、再度、個別地域でのイベント開催の要望をいただいております。今後も、同様

のイベントを各地域で行うことで周知を図るとともに、拠点立ち上げ支援を行い、2025年には100カ所を目標として事業を展開していきたいと考えております。

次に、事業効果については、本年開始2年を機として、実践者175名を対象に、体力測定と比較を、また233名を対象に、意識変容に関する調査を行いました。

最初に、身体機能面における結果は、立ち上がりやバランス能力の改善に効果が得られましたが、実践者の筋肉量に関しては、約半数の方の数値が下降している結果となりました。この結果を踏まえ、本年11月ごろから、新たに筋肉量の維持・向上のため強度を上げた「てくてく体操」を取り入れております。

なお、60歳代の実践者には、全ての方において改善が見られたことから、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えた介護予防施策において、元気高齢者の増加、セルフケアのできる体制づくり面で、60歳代の改善については大きな効果があったと捉えております。

次に、意識変容に関する結果は、「体が軽くなった」、「痛みが緩和された」、「地域の方々と寄り合うのが楽しみである」等、さまざまな意見をいただきました。また、意識変容なくして行動変容はないため、数名の方々にさらなる詳細な聞き取りを行いました。共通した回答といたしまして、「生活の中で出かける機会がふえた」という意見があり、これは実践者の生活の質の向上に「体操」が寄与した結果と捉えております。

今後も引き続き、地域に気軽に集える体操等の拠点創設に取り組み、地域の皆さんが自発的に健康づくりをできるよう支援を行うとともに、自宅に閉じこもりがちな高齢者の居場所づくりの面から、生活支援体制整備事業との連携も模索し、あわせて、社会福祉協議会やフレイルサポーター等の地域ボランティアとの対話を通じて、さらなる健康を主軸とした紀の川市づくりを推進していきたいと考えております。

続いて、メディウオークの活用についてでございますが、「メディウオーク」は、携帯するだけで、ふだんの生活活動量と運動量を測定できる身体活動計です。

現在、毎年20名前後の市民に貸し出し、ふだんの身体活動量と早歩き強度を体感していただいております。

歩数と中強度活動時間で予防できる病気・病態として、「鬱病・認知症・脳卒中・心疾患・がん・骨粗しょう症・動脈硬化」などが予防できるとの研究結果が示されていることから、当機器を多くの市民に活用していただき、毎日の生活の中に「お出かけ」を取り入れ、健康寿命を延ばすきっかけづくりに役立てたいと考えております。

議員御提案の健康ステーション設置は、次年度から健康推進課が本庁1階に配置される予定となっていることから、庁舎管理担当課と協議し、市民の方がすぐ気づき、より気軽に利用していただける場所に健康増進と介護予防が一体となったステーションを設置できればと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁いただきましたが、メディウォークを活用している先進地域といたしまして、香川県の小豆島を紹介します。

この小豆島では、65歳以上を対象に、利用者は全員まちから貸し出した活動量計、いわゆるメディウォークを持っています。これが、個人データを記録する鍵となっています。利用者がメディウォークを公民館などに設置されたパソコンに附属しているレシーバーにかざすと、システムは利用者のメディウォークのデータを登録します。同時に、公民館で計測した利用者の血圧、体重のデータなども全て自動的にシステムに登録されます。キーボードやマウスも不要なので、高齢者の方でも簡単に利用できます。

メディウォークには、歩数、歩数距離、消費カロリー、脂肪燃焼量等が記録できます。これら登録されたデータはグラフ化され、クラウドに保存されます。まちの保健師は、これらをもとに健康面のアドバイスをしています。

本市も、健康増進と介護予防を推進するという意味からも、メディウォークは現在50個あるようですが、もっと増量して、先ほどの小豆島のようなシステムをぜひ導入してはどうかと考えます。

担当部長の御答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 機器の増量・増設については、市民の方々に活用していただくことで、健康寿命の延伸はもとより、国保・介護保険制度を限られた財源と人材で維持していく上で有効な手段でありますので、多くの市民に普及していく上で必要な機器の増量・増設、これに取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

本市は、特に高齢化が進んでおります。年を重ね、心身の活力、筋力とか認知機能、社会とのつながりなどが低下した状態をフレイルと言いますが、フレイルは虚弱を意味します。多くの方が、健康な状態からこのフレイルへの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。

外出の機会が以前よりも減った、またおいしいものが食べられなくなった、また活動的ではなくなったという人は、フレイルの危険信号がともっていると考えられます。フレイルの兆候を早期に発見して、日常生活を見直すなどの正しい対処をすれば、フレイルの進行を抑制したり健康な状態に戻したりすることができます。今より10分多く歩いたり運動したりすることで、健康にとってもよい効果が期待できます。

このようなことを踏まえ、「紀の川一てくてく一体操」をさらに周知徹底して、早期に

メディウォークをふやし、健康ステーションを庁舎の1階、または2階のスペースに設置が必要だと考えます。市長の考えをお伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷議員の再々質問にお答えしたいと思います。

高齢化社会に突入し、みんなが元気で過ごせることが大事であるという、もっともそのとおりであります。

これらの紀の川市も、てくてく体操はじめ、メディウォーク等の貸し出しもやって取り組んでおるわけではありますが、市民全体、お年寄りのみならず健康に対する意識づけといえますか、その市の取り組みなり、またいろいろな御意見を聞きながら、健康のそのいろいろな事業等々やっていく中での意識を向上させ、そしてそのことが市民の健康につながる、そういうことに進めていけたらなど。

また今、1階、2階の場所にステーションを設置してはという御意見ございますが、これは前向きに検討させていただくということで、今どうしますということは言えませんが、相談をさせていただき検討させていただくと。そのことによって、メディウォーク等々、今、50個が紀の川市が貸し出しということではありますが、個人個人に持っていて、それは市がまた補助するとか、そういう方法でも幅広く広めていくことが大事ではないかなと、そのように思っております。

○議長（坂本康隆君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたします。

日程第2 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））及び報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））の計2件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました2件につきましては、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第9号及び報告第10号の計2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、質疑・討論・採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号及び報告第10号につきましては、本日、質疑・討論・採決まで行うことに決しました。

それでは、報告第9号及び報告第10号につきまして、順次、質疑・討論・採決を行います。

はじめに、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））に対する質疑・討論・採決を行います。

ただいま議題となっております報告第9号につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第9号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第9号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））に対する質疑・討論・採決を行います。

ただいま議題となっております報告第10号につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第10号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第10号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3 議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について から

議案第134号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定についてから、議案第134号 紀の川市道路線の認定についてまでの25議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました25議案につきましては、過日、既に当局の提案説明を終了しております。本日は、総括質疑を行います。

ただいま議題となっております25議案につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第110号から議案第134号までの25議案につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

この後の日程第4から日程第12まで、9件の組合等議会議員選挙が続きますが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

日程第4 選挙第1号 那賀消防組合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） まず、日程第4、選挙第1号 那賀消防組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀消防組規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀消防組合議会議員には、私、坂本康隆を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私、坂本康隆を那賀消防組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました私、坂本康隆が那賀消防組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました私、坂本康隆が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第5 選挙第2号 那賀広域事務組合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第5、選挙第2号 那賀広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀広域事務組合同規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名をいたします。

那賀広域事務組合議会議員には、21番 室谷伊則君と私、坂本康隆の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました室谷伊則君と私、坂本康隆の2名を那賀広域事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました室谷伊則君と私、坂本康隆が那賀広域事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました室谷伊則君と私、坂本康隆が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第6 選挙第3号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第6、選挙第3号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀衛生環境整備組合同規約第5条第2号及び第6条第3項の規定

により議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名をいたします。

那賀衛生環境整備組合議会議員には、8番 並松八重君と私、坂本康隆の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました並松八重君と私、坂本康隆の2名を那賀衛生環境整備組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました並松八重君と私、坂本康隆が那賀衛生環境整備組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました並松八重君と私、坂本康隆が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第7 選挙第4号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第7、選挙第4号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、公立那賀病院経営事務組合同規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

公立那賀病院経営事務組合議会議員には、15番 森田幾久君と20番 杉原 勲君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました森田幾久君と杉原 勲君の2名を公立那賀病院経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました森田幾久君と杉原 勲君が公立那賀病院経営事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました森田幾久君と杉原 勲君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第8 選挙第5号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第8、選挙第5号 那賀休日急患診療所経営事務組合

議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀休日急患診療所経営事務組規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により議員2名を選挙するものであります。

それでは指名いたします。

那賀休日急患診療所経営事務組議会議員には、9番 中村まき君と21番 室谷伊則君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました中村まき君と室谷伊則君の2名を那賀休日急患診療所経営事務組議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました中村まき君と室谷伊則君が那賀休日急患診療所経営事務組議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました中村まき君と室谷伊則君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第9 選挙第6号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第9、選挙第6号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀児童福祉施設組規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名をいたします。

那賀児童福祉施設組議会議員には、14番 川原一泰君と21番 室谷伊則君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました川原一泰君と室谷伊則君の2名を那賀児童福祉施設組議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川原一泰君と室谷伊則君が那賀児童福祉施設組議会議員に当選をいたしました。

ただいま選出されました川原一泰君と室谷伊則君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第10 選挙第7号 五色台広域施設組合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第10、選挙第7号 五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、五色台広域施設組合同規約第5条第2項の規定により議員4名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

五色台広域施設組合議会議員には、1番 門 眞一郎君、2番 上野宗彦君、10番 大谷さつき君、11番 阪中 晃君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました門 眞一郎君、上野宗彦君、大谷さつき君、阪中 晃君の4名を五色台広域施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました門 眞一郎君、上野宗彦君、大谷さつき君、阪中 晃君が五色台広域施設組合議会議員に当選をいたしました。

ただいま選出されました門 眞一郎君、上野宗彦君、大谷さつき君、阪中 晃君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第11 選挙第8号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第11、選挙第8号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、紀の海広域施設組合同規約第5条第1項の規定により議員5名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

紀の海広域施設組合議会議員に、3番 仲谷妙子君、7番 石脇順治君、8番 並松八重君、12番 榎本喜之君、16番 村垣正造君の5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました仲谷妙子君、石脇順治君、並松八重君、榎本喜之君、村垣正造君の5名を紀の海広域施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました仲谷妙子君、石脇順治君、並松八重君、榎本喜之君、村垣正造君が紀の海広域施設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました仲谷妙子君、石脇順治君、並松八重君、榎本喜之君、村垣正造君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第12 選挙第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第12、選挙第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項第2号の規定により議員1名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員には、17番 堂脇光弘君を指名いたします。お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました堂脇光弘君を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堂脇光弘君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました堂脇光弘君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

なお、明日から1月15日までは、委員会開催のため休会といたします。次会は、1月16日、火曜日、午前9時30分より会議を開きます。

お疲れさまでございました。

御苦労さまです。

（散会 午前11時43分）